

許認可等の内容	職員団体の登録（登録事項の変更）		
根拠法令及び条項	地方公務員法第 53 条第 5 項（同条第 9 項において準用）		
担 当 課	公平委員会事務局	処分権者	公平委員会
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日
審 査 基 準			
<p>法第 53 条第 5 項の規定により、同条第 2 項から第 4 項までの規定に適合するかどうかを審査し、決定する。具体的には、次のとおりである。</p>			
<p>1 職員団体の規約に、法第 53 条第 2 項に掲げる事項が記載されていること。</p>			
<p>2 職員団体の規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる行為について法第 53 条第 3 項に定めるところにより、その手続が定められ、かつ、その手続によって行われていること。この場合において、職員団体の役員選挙については、すべての構成員（連合体である職員団体にあつては、適法に選挙されたすべての代議員によることができる。）が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による投票者の過半数によることをもって足りる。</p>			
<p>3 職員団体が法第 53 条第 4 項で定めるところにより、同一の地方公共団体に属する、警察職員及び消防職員以外の職員のみをもって組織されていること。この場合において、警察職員及び消防職員以外の職員で分限処分又は懲戒処分によって免職された職員で、当該処分を受けてから 1 年以内のもの、又はその期間内に当該処分について不服申立てを行い、又は訴えを提起して係争中のものは、その身分関係が最終的に確定していないものであることを考慮し、引き続き構成員にとどめていても差し支えない。</p> <p>また、現に当該職員団体の役員である職員以外の者を構成員としていることを妨げない。</p> <p>なお、結社の自由及び団結権の保護に関する条約第 3 条に規定する代表者選出自由の原則にかんがみ、職員以外の者が職員団体の役員に就任している場合、そのゆえをもって登録の要件に適合しないものとは、解さない。</p>			
<p>4 職員団体の登録に関する条例第 2 条に定める申請手続であること。</p> <p>（登録事項の変更の場合は、同条例第 4 条に定める申請手続であること。）</p>			

公平－2

許認可等の内容	職員団体等の規約の認証		
根拠法令及び条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条		
担 当 課	公平委員会事務局	処分権者	公平委員会
標準処理期間	30日	設定日	平成6年10月1日
審査基準			
1 法第5条各号に掲げる要件に該当すること。			
2 規約に法令に違反する事項が記載されていないこと。また、当該職員団体等が法第8条の規定により認証を取り消され、その取り消しの効力が生じた日から3年を経過したものであること。			
3 法施行規則第1条に定める申請手続であること。			